



平成 24 年 2 月 14 日

各 位

会社名 カナレ電気株式会社
代表者名 代表取締役 尾羽瀬 正夫
(コード番号 5819 東証第一部)
問合せ先 執行役員管理部長
小渕 敦
(TEL. 045-470-5503)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 2 月 14 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 24 年 3 月 13 日開催予定の第 39 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 教室・会議施設用の情報設備機器の高度化に適応した操作卓等の製造・販売会社としてカナレシステムワークス株式会社を設立したことに伴い、新事業分野を当社の事業目的に追加するものです。(現行定款第 2 条)
- (2) 株主総会及び取締役会について、より機動的な開催ができるよう招集権者と議長の条文を分割し、代表取締役がその任に当たれるよう条文の変更と新設を行うものです。(現行定款第 14 条、第 22 条、変更案第 15 条、第 24 条)

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 24 年 3 月 13 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 24 年 3 月 13 日 (予定)

以 上

変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>(1) 次の製品の製造および販売</p> <p>①～⑤ (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(2)～(7) (条文省略)</p> <p>第3条～第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(2) <u>取締役会長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第15条～第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(2) <u>取締役会長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第23条～第43条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1) 次の製品の製造および販売</p> <p>①～⑤ (現行どおり)</p> <p><u>⑥AV 機器収納用卓およびワゴン</u></p> <p>(2)～(7) (現行どおり)</p> <p>第3条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集する。</p> <p>(2) <u>当該代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 <u>株主総会の議長</u>は、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた代表取締役が行う。</p> <p>(2) <u>当該代表取締役</u>に事故があるときは、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。</p> <p>第16条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集する。</p> <p>(2) <u>当該代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。</p> <p>(取締役会の議長)</p> <p>第24条 <u>取締役会</u>は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた代表取締役が議長となる。</p> <p>(2) <u>当該代表取締役</u>に事故があるときは、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。</p> <p>第25条～第45条 (現行どおり)</p>